

令和 3年

第5回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和3年5月26日

閉会：令和3年5月26日

福岡県東峰村議会

令和3年 第5回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和3年5月26日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和3年5月26日 9時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和3年5月26日 11時22分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	高橋 弘展	○
5番	長澤 貞義	○	6番	高倉 寛視	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	泉 守	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	眞田秀樹
教育長	縄田淳一		
総務課長	野寄和秀	企画政策課長	城辰也
保健福祉課長	国松直美	農林観光課長	岩橋一成
住民税務課長	室井英信	建設水道課長	金田剛紀
教育課長	室井紀代子	災害対策室長	樋口修一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋俊典		

村長提出議案の題目

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
議案第30号	令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について
議案第31号	令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
同意第2号	東峰村教育委員会委員の任命について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）

9番 伊藤均議員 1番 梶原伯夫議員

第5回 東峰村議会臨時会会議録

令和3年5月26日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和3年 第5回東峰村議会臨時会議事日程

令和3年5月26日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）

日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）

日程第 7 議案第30号 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について

日程第 8 議案第31号 令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

日程第 9 同意第 2号 東峰村教育委員会委員の任命について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達しておりますので、令和3年第5回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 9番 伊藤均議員、1番 梶原伯夫議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題にします。 本臨時会の会期は、本日5月26日の1日間にしたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長</p>
村 長	<p>改めまして、おはようございます。 本日は、令和3年第5回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともにご多忙中の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。 さて、新型コロナウイルス感染症が依然として猛威をふるい、県は、5月12日から5月31日までの間、第3回目の緊急事態宣言を発令し、日中を含め不要不急の外出の自粛、慎重かつ責任ある行動等を要請しています。 特に、20代から30代の若年者の感染拡大が見られ、家庭内感染が最も多くなっています。 本村では、5月10日からワクチンの接種を開始し、20日には約500人分の1回目の接種を終えました。 また、23日の日曜日には、新たに約500人分のワクチンが入荷し、村内の65歳以上の接種希望者の方々には、菅首相が掲げた7月末までにはワクチン接種を終わらせることが達成できそうです。 また、今年の梅雨は例年よりも二十日早い、5月15日に九州北部は梅雨入りとなりました。新型コロナウイルス感染症は収束しない中での避難となりますので、避難場所の密集、密閉、密接の3密の回避やマスクの着用、手洗いなどの対策を徹底し、避難場所での感染防止の対応を図っていきたく思っておりますので、今後とも議員各位のご協力をよろしくお願いをいたします。</p>

	<p>それでは、本臨時会に執行部から提案しております、議案等について説明を申し上げます。</p> <p>本臨時会には、専決処分の承認について2件、補正予算について2件、同意について1件、計5件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>承認第1号、東峰村税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布・施行されたことに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>承認第2号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>議案第30号、令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれに6,627万円を追加し、歳入歳出総額を35億8,165万1千円とするものです。</p> <p>歳出では、全額新型コロナウイルス感染症緊急経済対策地方創生臨時交付金事業に充てられるものであります。歳入としては、国庫補助金及び一般財源といたしまして財政調整基金繰入金として計上しております。</p> <p>議案第31号、令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれに1,280万円を追加し、歳入歳出総額を7,872万9千円とするものです。</p> <p>令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計における国庫補助金の交付額の確定により予算不足が生じ、令和3年度予算より繰上充用する必要が生じたため、補正予算を計上しております。</p> <p>同意第2号、東峰村教育委員の任命につきましては、教育委員鬼丸祐輔氏が令和3年5月30日に任期満了となりますが、引き続き同氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、皆様方には慎重審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます、私の提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」 担当課長に補足説明を求めます。 住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>2ページをお願いいたします。 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。 令和3年5月26日提出、東峰村長名でございます。</p>

3ページをお願いいたします。

東峰村専決第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和3年3月31日、東峰村長名でございます。

理由、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

4ページをお願いいたします。

東峰村税条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお願いいたします。

法律改正に合わせた改正や項ずれなどの規定の整理を行うもので、主なものについて説明を行います。

第24条、個人の住民税の非課税の範囲についてですが、均等割の非課税限度額において、国外居住扶養親族等の取り扱いを、改正を行うものです。

30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の適用外とされていますが、送金関係書類において38万以上の送金が確認できるものなどについては、扶養控除の適用とできる改正を行うもので、令和6年1月1日からの施行となります。

7ページをお願いいたします。

36条の3の3、個人の住民税に係る公的年金受給者の扶養親族申請書ですが、非課税限度額等における国外居住扶養親族の取り扱いの見直しを行うもので、令和6年1月1日からの施行となっております。

8ページをお願いいたします。

第53条の8、特別徴収税額でございますが、勤続年数5年以下の法人役員以外の退職金については、退職所得控除を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1の課税を適用しないこととする改正を行うもので、令和4年4月1日からの施行となります。

9ページをお願いいたします。

附則、第5条、個人の住民税の所得割の非課税の範囲等でございますが、所得割の非課税限度額における国外居住扶養親族の取り扱いの見直しを行うもので、令和6年1月1日からの施行となります。

10ページをお願いいたします。

附則、第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございますが、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を、令和4年から令和9年までの5年間延長を行うもので、令和4年1月1日からの施行となります。

13ページをお願いいたします。

附則、第10条の6、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されている土地で、平成30年度の固定資産税について、住宅用特例の適用を受けた者のうち、令和3年度又は令和4年度の家屋又は構築物の敷地の用に供されていない土地について、当該土地が住宅用地として使用することが

	<p>できないと村長が認めた場合に限り、住宅用地の特例の適用を受けることができる改正を行うもので、令和3年4月1日からの施行となります。</p> <p>20ページをお願いいたします。</p> <p>附則、第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税でございますが、軽自動車税環境性能割は、軽自動車の取得時に課税される税として令和元年10月1日から導入されましたが、消費税の引き上げにより、需要の平準化のため令和2年9月30日までの7年間、1%を軽減する措置が取られました。</p> <p>その後、コロナ感染症の影響に対する経済措置として、軽減期間が6カ月延長され、今回さらに9カ月延長して、令和3年12月31日までに取得した者に対して対象とする改正を行うものでございます。令和3年4月1日からの施行となります。</p> <p>21ページをお願いいたします。</p> <p>附則、第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。</p> <p>電気自動車や一定の燃費基準を達成した環境性能を有する軽自動車について、種別割の税率を軽減するグリーン化特例が設けられていますが、その適用期限を令和3年度までを令和5年度までの2年間延長し、適用対象を営業用乗用車に限定する改正を行うもので、令和3年4月1日からの施行となります。</p> <p>25ページをお願いいたします。</p> <p>附則、第26条第2項、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例でございます。</p> <p>消費税率10%が適用される住宅取得について、住宅ローンの適用期限が3年延長され、住宅購入価格の2%を3年間で減額することとなっております。</p> <p>その適用条件は、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合、入居期限が令和3年末までとされました。</p> <p>今回、新築で、令和3年9月30日までに契約したなどの場合、それをさらに延長して令和4年末までの入居を適用とする改正と、さらに控除を適用される床面積適用条件は50㎡以上でしたが、延長期間については、合計所得金額1,000万以下の者について、床面積40㎡から50㎡未満の住宅も対象とする改正を行うもので、令和3年4月1日からの施行となります。</p> <p>29ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお願いいたします。</p> <p>押印等の見直しによる法律改正に合わせた改正や項ずれなどの規定の整備を行うものでございます。</p> <p>現行の第4条第5号を削除し、第5号、第6号を第4号、第5号への改正と、現行のほうの第8条第5号中、提出者がこれに署名押印する、を削除する改正を行うものでございます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>10時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(9時51分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時00分)</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」</p> <p>これから、質疑を行います。</p>

	<p>質疑はありませんか。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>先ほどですね、この一部条例を改正する条例ということで説明を受けたんですが、まず、当初においてもですね、4ページ、前年の所得金額が28万円、その他、同一生計配偶者・扶養親族、その後、カッコでですね、国外に居住とか年齢のことを説明いただきましたが、全く私には分かりませんでした。もう少しですね、詳しい説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、29ページ、東峰村固定資産評価審査委員会条例についても、現行からいけば、2及び3、4条のですね、これが削除になっています。この削除になった経緯、ただ削除になりましたという話でなく経緯としてですね、国はどのような形でこれを削除したのか、そしてこれが署名押印をしなければならぬというものについても記載をしなければならぬといったような、簡素化した形での表現になっております。</p> <p>この辺りのところの重要なところをですね、説明を受けておりませんので、ここの説明をお願いしたいと思います。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>扶養の取り扱いにつきましてはですね、30歳以上70歳未満の国外居住の親族の方の、原則としてですね、扶養控除の適用外とされておりました。しかし、今度の改正でですね、送金関係の書類等においてですね、38万以上の送金を確認される場合などにつきましては、扶養控除の対象とできるという改正が行われております。</p> <p>29ページの固定資産税評価審査委員会の条例の4条の第4項の削除分につきましては、国のほうで押印を削除するというので通知がっておりますので、様式等にはですね、通知があつて押印がなくなっておりますので、その経緯で4条を削除、また5号の記載と提出は押印しなければならぬということで、署名と押印の削除をすることとなっております。</p> <p>あと改正につきましては、後ほど改正のポイントということでですね、お配りをしたいというふうに考えております。以上です。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>29ページの件ですが、押印義務がなくなったからということで、今説明があつたんですね。</p> <p>ただこれは、その前に、審査申出人の関係についても、結局これ削除になっていきますよね。審査申出人も何も、その、何も出さなくていいようになったのかという形になります、ただ押印削除なら、この文章ではないと思うんですけど、いかがですか。</p>
議 長	<p>確認質問と認めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>第4条の2項にですね、必要記載事項が書かれてありますので、第4号はですね、削除しても差し支えないというところですね、削除をされております。以上です。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>そうすればですね、この記載自体がおかしいことはないですか。</p> <p>それまで付けてないと、我々は理解のしようがないじゃないですか。ただ、ここだけなくなりましたという話だけじゃ。</p> <p>じゃあ、その関連する事項があれば、それも本来言えばこの議案書の中にですよ、出しとかないかん事項だということで、言って差し支えないかなと私は思うんですよ。</p> <p>そういうものも付けてないような議案書は今後作らないようお願いしたいと思います、いかがですか。</p>

議 長	住民税務課長
住民税務課長	必要な箇所については、今後記載をしたいと思っております。以上です。
議 長	他に、質疑はありませんか。 質疑がないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 これより採決します。 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定されました。
日程第6	
議 長	日程第6 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)」を、議題といたします。 担当課長に補足説明を求めます。 保健福祉課長
保健福祉課長	承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」です。 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 令和3年5月26日提出、東峰村長名です。 訂正いたします。すみません。34ページの承認第2号の令和2年となっておりますところを、令和3年に訂正をお願いいたします。 35ページをお願いいたします。 専決処分書です。 地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。 令和3年3月31日、東峰村長名です。 理由といたしまして、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をするものでございます。 36ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。 税制改正に伴い、基礎控除額が10万円引き上げられたため、基礎控除額を基準としている減額基準も引き上がります。また、給与所得控除や公的年金等所得者が世帯に2人以上いる場合、基礎控除額引き上げによる基準額の引き上げ分10万円を超えることにより保険料の減額の対象から外れてしまう場合があります。そのため減額基準額を10万円引き上げるとともに、一定の給与所得者と公的年金等所得者が世帯に2人以上いる場合には、その合計数から1を引いた数掛ける10万円を加えることにより、税制改正の影響を抑えるよう次のとおり改正を行いました。 36ページからです。

	<p>第23条第1項第1号は、現行の33万円以下を43万円に改正し、給与所得者等が2人以上の世帯にあたっては、その合計数から1を引いた数掛けるの10万円を加えるものです。</p> <p>38ページをお願いします。</p> <p>同条第2号、39ページ、同条第3号の現行の33万円から43万円に改正します。40ページでございます。</p> <p>附則、第2、第2項中所得税法（昭和40年法律第33号）を所得税法に改め、同条中法第703条の5に規定する総所得金額の次に、「及び山林所得金額」を加えます。</p> <p>41ページをお願いいたします。</p> <p>41ページ、附則、第1項、この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。</p> <p>第2項、この条例による改正後の東峰村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によります。以上でございます。</p>
議長	<p>これから、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、承認することに決定されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第30号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>42ページをお願いいたします。</p> <p>議案第30号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）」</p> <p>令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,627万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,165万1千円とする。</p> <p>第2号、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和3年5月26日提出、村長名でございます。</p>

	<p>43ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入。 11款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額6,267万5千円。 15款繰入金、2項基金繰入金、補正額359万5千円。 補正額の合計6,627万円でございます。 44ページ、歳出。 2款総務費、1項総務管理費、補正額6,627万円でございます。 45ページをお願いいたします。 45ページ、令和3年度東峰村一般会計補正予算に関する説明書。 1、歳入歳出補正予算事項別明細書、こちらは割愛させていただきます。 47ページをお願いいたします。 2、歳入、11款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、補正額6,267万5千円。 26節緊急経済対策地方創生臨時交付金、すべて国庫補助金の緊急対策によるものでございます。 15款2項1目財政調整基金繰入金、補正額359万5千円、1節財政調整基金繰入金359万5千円となります。 総務課からは、以上となります。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>それでは、48ページの歳出について、ご説明させていただきます。 皆様のお手元のほうに一覧表を作っておりますので、そちらのほうをもってご説明させていただきますと思います。 今回のですね、令和3年のコロナウイルスに対します臨時交付金の事業でございますが、14項目ございます。 まず1項目、安全空間環境整備事業ということで、これにつきましては、東峰学園武道場の換気設備工事でございます。予算額1,100万円。 2つ目が、緊急雇用創出事業、これは、コロナウイルス感染対策のスクールサポートスタッフ及び学習支援に要する報酬でございます。250万円。 3つ目がICT教育充実事業ということで、3項目ございます。 学校教育用のアプリ、2つ目がZoomのライセンス委託、3つ目がですね、タブレット端末のサーバー一式ということで、127万円計上させていただいております。 4つ目がですね、2021プレミアム商品券事業ということで、プレミアム率の20%分1,000万、これは、県も含めると30%になります。これにつきましては費用が1,100万でございます。 5つ目が水稲種子更新事業ということで120万円、6つ目が土づくり推進支援金ということで210万円、7つ目が振興作物導入推進支援金ということで500万円、8つ目が農林産物出荷促進支援金ということで160万円でございます。 9つ目が水稲収穫促進、これは、乾燥調整に対する支援金でございます。1俵1千円ということで550万計上させていただいております。 10番目が小石原焼福袋、これは、昨年も行っておりますけども、同様にですね、1袋1万1千円、1,000袋の7割助成ということで770万円計上させていただいております。 11番目が国県支援金申請業務に対します支援事業ということで、商工会のほうがですね、そういった国県の補助申請を作成しておりますので、それに対する支援ということで120万計上させていただいております。 12番目がですね、分散勤務空間確保事業ということで、これは、庁舎間内のネット</p>

	<p>トワーク構築ということで510万計上をさせていただいております。</p> <p>13番目が不特定多数利用者空間安全・安心確保事業ということで、これにつきましては、避難所のパーテーションであったり冷風機、蓄電池、非接触型の検温器等によります備品購入560万、体温計購入補助ということで、10万の20件の半分ですね、50%の補助を考えております。これが100万でございます。</p> <p>それといずみ館の体温感知器ということで2台、110万を計上させていただいております。</p> <p>14番目にいずみ館多目的ホール換気促進ということで、換気促進するための工事費340万を計上させていただいております。</p> <p>全体の総事業費が6,627万円。</p> <p>このうちの財源は、先ほどご説明させていただきました、国のほうから6,267万5千円と財政調整基金の一般財源359万5千円を、今回補正で計上させていただきたいと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>これから、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第30号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>48ページですね。</p> <p>先ほど企画政策課長が申されましたように、コロナ関係でということでございますけど、この中でですね、18番負担金補助及び交付金の中で農業関係支援事業というのが1,500万あるわけですね。</p> <p>そして、この説明書のほうを見ても、私がいつも感じるんですけど、農業の方に対しての手当というのは非常に多いんですけども、一般工業者、例えば村内にいろんな会社がありますよね。そういったとこの支援というのが、いつも私はないように思うんですけど、そこのところは大体どのように考えておるのか。</p> <p>これは、あくまで国から来たものだから、こういうふうにしていかなければならないのか。やはりそういった農業関係者にやるなど言っているわけではないんですけど、ちょっと偏りすぎじゃないかなと私は考えておりますけど、そこのところはどのように考えておりますか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この交付金につきましてはですね、昨年度は確かに商工業の方へということで、臨時給付金それから定額給付金ということで支援させていただきました。</p> <p>基本的には昨年度の実績に基づきまして、予算に応じて、こういった配分をさせていただいたわけですが、まず、国県の対応とまらない事業を主に今回は計上させていただきました。</p> <p>商工業関係につきましては、国県の支援金等がございますので、そちらのほうの支援を利用させていただきたいと。</p> <p>その件に関しましては、こちらの明細表の11番ですね、交付金等の支援事業ということで商工会のほうにお願いしておりますので、そういったことで助成を120万ですけども、考えておるところです。</p> <p>昨年どおりの予算組みができればよかったですけど、ちょっと全体的な予算もございましたので、国県等の支援がある部分につきましては、今回は予算に計上をしていないということでございます。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	なんか昨年も農業のほうには、確かあったような気がしたんですけど、私の勘違い

	<p>であれば訂正いたしますが。それはいいです。</p> <p>次にですね、12番、この説明書の中の12番、庁舎内ネットワークの構築ということで工事費というのが上がっています。これは、どのような工事をなさるのかを教えてくださいとさせていただきます。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>こちらは庁舎間のネットワークの構築ということで、リモートだとか遠隔で行う会議等ございます。それで庁舎だけではなく他の会議も増えてきております。そうしたリモート、オンラインということで。それに関します工事費を計上させていただいております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>質問回数が3回しかないので、一括で質問させていただきます。</p> <p>まず、この地方創生臨時交付金事業についてですが、前回までこういった交付金使う前に、全員協議会等で議会の意見等々が聴取されていたと思いますが、なぜ今回すんなりと予算化という形で進まれたのか、まず1点お尋ねします。</p> <p>2点目、緊急雇用創出事業、スクールサポートスタッフ及び学習支援員のこの人数ですね。こういった人数で採用というかですね、されるかお尋ねします。</p>
議長	高橋議員、数回の質問を認めますので、1回2問ぐらいで答弁を聞きたいと思ます。
4番	はい。じゃあ、一旦切ります。
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>まず、第1点目でございます。</p> <p>交付金事業の全協なりをですね、前回までは開いたのに、今回なぜということでございますが。</p> <p>中身としましてですね、全く新規というか事業メニューでですね、今回そのまま移行したような形でございましたので、そのまま補正予算計上という形になりました。</p> <p>前回の事業につきましても、まだ繰越し部分等ございますので、その辺の結果を踏まえて、ぜひ今度全協のほうで報告なり、これの進展状況あたりをさせていただきたいと考えております。</p>
議長	教育課長
教育課長	緊急雇用創出事業の人数ですけれども、東峰学園のほうに感染症対策スクールサポーターが2名、学習支援員が2名、現在来ていただいております。以上です。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>先ほどの質問の再質問という形で、全員協議会のほうをぜひ、この繰越予算もかかっている部分もあるので、全体的にこのコロナ対策何をやっているかが、これだけでは一切見えなくて、継続している事業と、じゃあ、今回新しく新規で今進めている事業というのが分かりません。ぜひ、お願いいたします。</p> <p>もう一つ、この緊急雇用創出事業についてなんですけれども、合計で4名分ということなんですが、大体のこの賃金分というかですね、というのは、単価が20万5千円というのが12月という、すごいざっくりとした計算になっているんですけども、こういった割分、こういった仕事量と言いますか、そういった部分の、もう少し詳しいご説明をお願いいたします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>学習支援員のほうの単価ですけれども、単価で一応1,600円の4時間の、12日の11カ月分で、2名を予定しております。</p> <p>先ほどの単価は学習支援員です。</p>

	<p>スクールサポーターの消毒の方ですけれども、消毒をされている作業員の方は、1時間が1千円の、3時間の12日の11カ月分の、2名ということで計上させていただきます。以上です。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>もう1点、教育関係お願いいたします。 ICT教育充実事業についての、②の東峰学園ズームライセンス委託。 43万円もズームのライセンスにかかるんですかね。この内訳をお願いいたします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>内訳というわけではないんですけれども、東峰学園が休校になったときに、自宅と学校の遠隔授業を行う場合のソフトが必要です。そのソフトのときにライセンスが必要になりますので、そのライセンスの費用を今回上げさせていただきます。ということでもいいでしょうか、すみません。</p>
議長	教育長
教育長	<p>ちょっと補足させていただきます。 実際、昨年度からICT教育をどんどん進めている中で、いろいろなやっぱり突貫工事で頑張ってやってきたもんですから、いろいろ不具合が出てきました。これも要る、あれも要る、これがうまく繋がらないとか。 そういう中で、結論的に、一つはオンラインする場合、今までは個人のアカウントを取ってたんですけど、そうじゃなくて、やっぱり学校として、やっぱり情報漏えいとかがあってはいけないので、学校としての、集団としてのアカウントをきちんと取ろうと。 そうしないと、情報が漏れたりしたらまずいので、ということでオンライン授業、ズームですね、の設定用としてまた上げさせていただきます。以上です。 また、いろいろタブレットの端末にいろんな教材とかをダウンロードするんですけど、結局いろいろやっていたら容量がいっぱいになってきます。そしたら今までため込んだものを捨てないかんと、そうすると非常に困るわけですね。 特に東峰学園はスタディログといって、学習者一人一人の学習履歴を残していくということが研究の方向です。 ですから、学校の中にサーバーを準備して、そしてその中にいろんな教材、コンテンツ、それを全部落とし込んで、そこから子どもがタブレットの中にいろいろ読み込んだり、ネットをつないでですね。そのためにそういったものも必要だということが、やりながら、試行しながら、そういうことの必要性が出てきたということで、このような計上になっております。以上です。</p>
休憩	
議長	<p>質疑の途中ですが、5分間の換気休憩を行います。 10時40分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時35分)</p>
再開	
議長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時40分)</p>
議長	<p>質問を再開します。 2番 梶原光春議員</p>
2番	<p>2点ほどです。 6番の土づくり推進支援金、210万となっていますけれども、資材代の80%、20万円までということは、前回のときのコロナの、前年度の11月頃だったと思い</p>

	<p>ますけど、これ10万円までだったですけども、今度は20万円まで増えておりますけども、これは、農協から資材は購入せないかんという制約があるのかどうかということと、それと、通常80%の補助ということになれば、農協の場合はそのバックです、80%の、まず自分が100%払って、あと80%は3月に返還という形になっております。</p> <p>通常の、例えば自力復旧とかいうのは、工事が終わり、全部お金を払って、そして写真と工事費を出した後に、1カ月後に振り込まれてくるわけですけども、その辺は改善ができないものかどうかを、1点まずお尋ねします。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず1点、昨年度の、この補助率の限度額ですね、ここは昨年度と同額及び同率ですので20万円だったと思います。ここは変更しておりませんので、この土づくりから、この5番ですね、5番から9番の農業関係の補助率それから限度額については、7番の振興作物導入推進支援金、これが50万円までという制限を今回はさせていただきましたが、それ以外は変わっておりません。</p> <p>2点目が、土づくりの購入先でございますけれども、基本的にはJAさんというのを考えておりますが、JAさん以外で購入されたですね、その堆肥、有機肥料については助成を行うというふうに去年からはいたしております。</p> <p>振り込みにつきましては、JAさんのほうに事務を委託というか、お願いしておりますので、JAさんのその事務の関係上、今まで村がやっておりました、ずっと補助金をですね、ずっと今まで継続しておりますけれども、そういった形でこのコロナの関係につきましても、振り込みは3月ということをお願いしておりますので、この辺りはですね、ご理解をいただきたいと思います。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>2点目です。分かりました。</p> <p>プレミアム商品券、これは去年と同じように、また30%という、これはいつからやって、また、いつ配布をするのか、そして抽選等を行うのか、期限が分かりましたらお教え下さい。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>今回のプレミアム付き商品券の発行につきましては、今の段階では、応募期間を6月21日から7月12日と考えております。</p> <p>引き換え期間を7月26日から8月31日で考えております。</p> <p>販売総額につきましては、先ほどございましたとおり、5,000万円のプレミアム率を足しまして6,500万円。昨年の第1回目と同じでございます。</p> <p>ただ1点、ちょっと商工会さんのほうと話をさせていただきました、広く住民の方に行き渡るようにですね、前回まではお一人様10万円までということで設けておりましたが、今回はお一人様5万円までということで、予約を開始しようというふうに思っております。以上です。</p>
議長	他に、質疑はありませんか。
4番	4番 高橋弘展議員
4番	<p>すみません、先ほどの続きで、ズームライセンスの件なんですけれども、ちょっと委託料という上がり方が、ちょっとよく分からなかった部分があったので質問したんですけれども。</p> <p>たぶんライセンス料なので使用料という形でかかってくるのは、これ業者に委託するという話なんですか。</p> <p>というのと、あと1点、おそらくこのズームでの授業形態というのは、今後もコロナが明けたとしても、要は、続けていくべきものではあるのかなとは思っております。</p>

	<p>そういった部分で、これ経年的な費用として今後も見ていくのかどうかも、最終的に見解的な部分もお教え下さい。</p>
議長	教育長
教育長	<p>今、ご質問いただきましたように、アカウントの登録料、それから、それを設定する、業者の方に設定していただく手間賃ですね。そういうのも含めてそういう形の金額になっております。</p> <p>それから、2点目のコロナが収束した場合どうするかということで、あれなんですけど。</p> <p>非常に今回良いことはですね、いろんなコロナとかじゃなくても、子どもさんのどうしても登校したくてもできないような状況、また病気でしばらくお休みする場合ですね、自宅療養する場合とか、そういった場合に、やっぱりそういったズームで、オンラインで授業の様子を落とし込むわけですね、タブレットで、授業の様子が。</p> <p>それで、子どもたちは学びを止めないで授業を受けることができますので、コロナが収束してもそういう利用というか、活用はできるかと思います。</p> <p>ただ、これが、人数が少なくなればですね、全部が全部必要にないことになるかもしれないので、そのときはまた値段が下がる可能性もあるかと思いますが、それはちょっとまだ、今の段階でははっきりしたことは申し上げられませんが、継続していく価値は非常にあると思います。以上です。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>よく分かりました。</p> <p>一見委託ということで、アカデミックライセンス等々使えば、あんまりこの費用的な部分、使用料かからないと思うので、なかなか業者さんいい金額取られるのかなという気もしましたので、ぜひICT支援員さん等々何かうまく使える形で継続するのが、コストが低い形をぜひ続けていただきたいなと思います。</p> <p>もう1点別で、水稻種子更新事業についてなんですけれども。</p> <p>非常にありがたい補助率の計算になっております。今年からですね、国の出荷というかですね、要は、販売するところの法律というかですね、制度が若干変わって、今まで未検査米というのが、要は、産地表示あるいは品種表示というのができなかった部分があったと思うんですけれども、それが大きく変わってきて、種子の購入証明に加えて、いつも青い、要は、生産地を書いた、この前皆さん書かれたという共済の紙等々があればですね、条件付きでそういう表示もできるようになるんですよね。</p> <p>何が言いたいかという、おそらくこれ、される際にチラシ等々が配られると思うので、そういった表示方法変わりましたとかですね、そういう新しい制度的なものをもう一度見直してですね、同時に配布をお願いしたいなと思いますが、担当課は把握をされていますでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>すみません。ちょっとまだ自分がそこまでの把握をしておりませんので、ちょっと具体的な内容を見まして、チラシ等にそういう部分を盛り込める部分は盛り込んで、配布はさせていただきたいと思います。</p>
議長	他に、質疑はありませんか。 9番 伊藤均議員
9番	<p>質問をですね、2課したいと思います。</p> <p>まず、農林観光課のほうなんですけど、10番の小石原焼福袋、これ令和2年度にもこの補助金ありまして、途中で何か、確か予算残があつて、またこれは協議しなければいけないという話があったかと思います。</p> <p>それで実質、じゃあ、昨年と同様の金額をここに上げておりますが、昨年最終的に</p>

	<p>はようになったのかと。それで、この予算が適当なのかというところについてですね、説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それと国県支援金申請支援事業、これについてはもう簡単な話、実績ベースであるのか、それともこれ投げ渡しであるといったようなことで考えてあるのか、この2つをですね、お願いしたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず、1点目の小石原焼福袋につきましては、昨年もですね、ここにございますが、770万円というのは、春の民陶祭の中止に伴いまして、違う形での支援ということで予算組みをさせていただきました。</p> <p>昨年につきましては、その後、秋も中止になりましたので、その分についての補正をかけて、秋もさせていただいたということです。</p> <p>今回は、陶器組合のほうからは、要望としてはこの倍、2,000袋ということで要望が上がっております。</p> <p>ただ、村としましては、この交付金の配分というのがございますので、今回も昨年並みの同じ金額をお願いをしたいというふうな回答を陶器組合のほうにして、今回の予算として計上をさせていただいております。</p> <p>11番の国県支援金申請支援事業ということで、こちらのほうは、主には商工会さんが、先ほど申し上げましたが、申請手続きの事務を行っていただくということの、主には人件費を見ております。</p> <p>今、1カ月当たり10万円程度、これ6,600円の15日程度で計算をいたしておりますが、最終的には実績に応じて、予算の範囲内で商工会さんのほうには交付をさせていただきたいというふうなことで、令和2年度につきましても、そういった形でさせていただいております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>確認です。</p> <p>そうすると、この小石原焼福袋の件は、令和2年度はしっかりこの予算で終わったというか、実績がそれだけ積み上がっているということで理解していいんですかね。</p> <p>それと、この申請事業については、申請数を精査して最終的な時点での補助金と、補助事業ということで理解していいんですかね。まず、確認をしたいと思いますが。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず、その小石原焼福袋については、昨年も1万1千円の1,000袋、これが完売しておりますので、770万円を支払いをしております。</p> <p>次の支援金事業につきましては、おっしゃられるとおり、実績に応じて、この予算内に応じて交付をさせていただきたいというふうに思っております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>もう1件お尋ねしたいんですが、これ総務課の関係で、昨年の交付金事業の中ですね、コロナウイルス収束後の高齢者健康促進事業ということで、旧宝珠山小学校の運動場を芝生化するというような予算を前回、芝生化というか、高齢者の活動を図り健康づくりを支援するというようなことの予算を、昨年組んであったかと思えます。</p> <p>ただ、最終的に実績等がまだ出ていないのかどうなのか分からないので、我々としてもどうなのかなというところがあるんですが、これ自体が、じゃあ、しっかり終わっているとか、終わってないという形のものが見えない中で、この創生事業、今度令和3年度には消えていると。</p> <p>繰り越しになるとか、いろんなことがあると思いますが、これについてですね、現在におけるですね、今回は事業の予算には入っておりませんが、どうなっているのかということについて確認をしたいと思いますが。</p>

議 長	副村長
副 村 長	<p>先ほどの運動場の整備の分につきましては、昨年予算を計上いたしまして、芝生化等まではいかなくても、整地をするという形でお話をさせていただいていたところでございます。</p> <p>ただ、その事業については、ただ今JRのですね、BRT化の工事の関係で、あそこのグラウンドに今、枕木等を置いております。これがたぶん、あと2年から長くて3年ぐらい置くという形でお話をいただいて、あれ村のほうで置いているわけですが、なりますので、このコロナの創出事業といたしましては、昨年の予算は上げておりましたが、繰り越さないということで、事業としてはですね、また別の創生の絡みで考えるということで、今回コロナウイルスの交付金事業としては落とさせていただいたという経緯になっております。以上です。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>そうしますと、この分についてはですね、行わないということでありますので、予算組んでいまして500万、これについては、じゃあ、今度のコロナウイルスについては何もやらないと。</p> <p>じゃあ、この500万は何に活用していくのかということが出てくるのかなと思うんですよね。繰り越しでも、繰り越して何をやりますとか、いろんな目標的なものがあれば、それはまた示していただかなければいかんし、今回これが上がってないということについては分かりましたけれども、その辺りのところはですね、ちょっと説明をいただきたいと思いますが。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>了解いたしました。</p> <p>この分につきましては、先ほど当初の分でご質問がございました全員協議会等ですね、この事業並びに繰越しに関する部分ですね。先ほどの500万という費用が、どちらのほうの事業に流用なりを行って繰り越したとかいう部分についてですね、ご説明と共有をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>この説明書の1番の武道場と14番のいずみ館の空調と換気ですか。</p> <p>これ、もう今梅雨に入って、村の災害の避難所に指定されておりますね。工期がいつ頃まで分かりませんが、避難したときに、その工事は邪魔になるのかならないのか、それから工期はいつになるのか、お聞きします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>東峰学園の武道場の空調の工事ですけれども、工事の工期は、この予算が成立いたしまして設計段階に入ります。その後の工事になると思います。</p> <p>工事の邪魔になるかと言われますと、邪魔にはならないと思われます。以上です。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>いずみ館の換気促進工事につきましても、予算の成立をされましたら工事の準備に移りたいと思っております。</p> <p>ワクチン接種とかですね、避難等の関連なんですけれども、極力邪魔にならないような形での準備とか打ち合わせをしながら、工事の工法も同時に行っていけるような形で検討しているところです。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>昨年コロナがしばらく続くということが分かっております、こういった工事をするのはありがたいんですけども、やはりもう少し早く、前の臨時交付金あたり</p>

	<p>でこういったことができなかったか。そして、これができても、今のところ考えると、額的に1, 100万と300万、結構工期かかると思うんですね。</p> <p>だから、なるだけこういったことは、感染対策というのは早めにやっていただきたいと思いますが、そこ辺りはどう思いますか。</p>
議長	村長
村長	<p>大蔵議員ご質問の、武道場の換気設備については昨年もですね、2, 200万で予定をしておりましたけれども、なかなか金額的にも大きいということで、いろいろですね、工法等を考えてみました。今回、その半分等になっておりますけれども。</p> <p>そういったところがありましたので、今回はですね、新たに機種の変更等も踏まえまして考えているところであります。</p> <p>それから、いずみ館の換気促進でございますけれども、これは、コロナのワクチン接種の会場ともなっておりますし、換気がですね、十分に行えないというようなこともお聞きいたしておりますし、また排煙等ですね、窓を使おうかと考えておりますが、そちらのほうがスムーズに開閉できるような形での改修ということで行いたいと思っております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>ぜひとも早めにしていただきたいと思っておりますけれども。</p> <p>先ほど同僚議員、高橋議員が言いましたけれども、全協等々で早めにこういったことの使い道とかですね、議会に諮っていただきたいと思っております。</p> <p>続けて別の質問に移ります。</p> <p>先ほどプレミアム券について質問がありました。30%ということで2回ほどありましたけれども、大変混乱して大変やったという話を聞いておまして、中には年寄りの方が夫婦で申し込んで両方ともはずれたということで、今回5万円に下がるということで、その両方はずれるという可能性は減るかもしれませんけれども、そういった弱者と言いますかね、そういった方に特別枠とか、そういったことが法的に可能であればできないか、お聞きします。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ちょっとこの場でというか、私の考えでどうとは言えませんが、今までずっとやってきておりますが、そういった枠等は設けておりませんので、その辺りはもうこれまでどおりと同じような考え方になるかと思っております。</p> <p>商工会さんにおかれましては、ずっとそういうことでやられておりますので、抽選でございますので、皆さん平等という形での商品券の発行ということになるかと思っておりますので、その辺りはご理解をいただきたいと思っております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>先ほどのですね、大蔵議員の質問の一部関連ですね、質問させていただきたいんですが。</p> <p>いずみ館の多目的ホールの換気促進ということで予算を付けておられます。これについて別にいろんな意見を言うわけではないんですけども、今コロナ禍で、あそこを会議等でも非常に使うということが多くなっております。</p> <p>それで、あの中が非常に暗いんですね、会議をするには。</p> <p>照明として何か考えていただいて、暗くない形をですね、この換気工事と一緒に考えていただくことはできないものかと。</p> <p>そうしないと、非常に暗い中で、書類が見えづらい中での会議ということが、今まで多々あっておりますので、その点について検討ができるか、やっていただけるか、その辺りのところをお伺いしたいんですが。</p>
議長	村長

村 長	いいご提案をいただきましたので、検討させていただきたいと思います。
議 長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 これより採決します。 議案第30号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第31号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を、議題といたします。 担当課長に補足説明を求めます。 建設水道課長
建設水道課長	49ページをお願いします。 議案第31号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」 令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,872万9千円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和3年5月26日提出、東峰村長名でございます。 50ページをお願いします。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入。 4款1項雑収入、補正前の額3千円、補正額1,280万円、合計1,280万3千円。 歳入合計、補正前の額6,592万9千円、補正額1,280万円、合計7,872万9千円。 次の51ページをお願いします。 歳出、5款1項、前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額1,280万円、合計1,280万円。 歳出合計6,592万9千円、補正額1,280万円、合計7,872万9千円となります。 以降事項別明細書のほうで説明しますので、54ページをお願いします。 まず、今回の予算につきましては、令和2年度予算に不足が生じたためですね、令和3年度より繰上充用し不足分に充てる必要が生じ、計上するものでございます。 歳入につきましては、歳入欠かん補填収入としまして、雑収入に1,280万円を

	<p>補正しております。</p> <p>次の55ページをお願いします。</p> <p>歳出につきましては、繰上充用するために、前年度繰上充用金としまして1,280万円を補正しています。</p> <p>これにつきましては、平成29年度九州北部豪雨による災害復旧工事に際しまして、一時的に歳出が大きくなったことによりまして、このような処理が生じているというところになります。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第31号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決します。</p> <p>議案第31号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>56ページをお願いいたします。</p> <p>同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」</p> <p>下記の者を東峰村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。</p> <p>令和3年5月26日、村長名でございます。</p> <p>氏名 鬼丸祐輔</p> <p>住所 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原962番地1</p> <p>任期 令和3年5月31日から令和7年5月30日まで</p> <p>理由 東峰村教育委員会委員の任期満了となるが、引き続き鬼丸祐輔氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるものである。</p> <p>生年月日及び履歴につきましては、議案書のとおりであります。以上となります。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>

6 番	<p>教育委員の任命ということでございますけれども、これどう言うんですかね、規定とか資格とか、そういうものの条例というか、村単独のそういったものがあるのか。それとも村がこの人をお願いしようというふうなことで考えて任命なさるのか、そこをお伺いしたいと思います。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>規定というものはございませんが、やはり一般市民と申しますか、住民の中からですね、そうした適した方を協議いただいて、推薦ということでありますし、今回鬼丸氏につきましては、以前から引き続きということで再任を求める形となります。</p> <p>その地方の教育行政において、その人材と申しますか、お願いしたいという形ですね、推薦ということで諮らせていただいております。</p>
議 長	4 番 高橋弘展議員
4 番	<p>基本的な考え方についてお尋ねします。</p> <p>現在の教育委員の方々が、去年任命された方を除いて大体2期目、あるいは変則的3期目になられる方が結構増えてきております。</p> <p>なかなかの硬直化とも言われれば硬直化なのか、人材として素晴らしいからそうなのか、いろんな見方はあるかと思うんですけれども、やはり多様な方が教育委員に関わられるということも大事なのではないかなと思います。現在任期の延長と言いますか、再任という形が増えているのはどういった要因なのか、まずお尋ねします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>昨年度新しいメンバーで片岡委員さんが就任されました。</p> <p>1人新しくなりました、新体制で滑り出したばかりでございますので、また新たな方をということについては、委員会の中でもそういうふうなことは考えておりません。</p> <p>教育長としまして、昨年度ようやくコロナ禍の中で学校の体制とか社会教育の体制とか、ある程度固まってきましたので、もう少し鬼丸委員さんには在籍いただいて、その辺りの地盤固めをきっちりしておきたいということで、再任のお願いをしております。以上です。</p>
議 長	4 番 高橋弘展議員
4 番	<p>もう1点、教育長代理の方を除いた方々の年齢がすごく接近しているんですね。現在他の、この鬼丸氏を含めた3名、おそらく優良な方であれば年齢関係ないというのはもちろんあると思うんですけれども、やはりさっきも触れた多様な人材という観点から言うと、少しこの3名の世代というかですね、がすごく寄った形になるのかなと思うんですけれども、その辺については何もご検討されなかったのか。その辺についての見解をお尋ねします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>たまたま年齢が似通っていたということ、結果的にはですね。</p> <p>また、委員さんの中にはPTAの保護者を1人入れるということが一つ前提になっていますので、たまたまそういうふうな形で年齢的に同じぐらいの方になったということだと思います。</p> <p>過去の委員さんをどのような形で選定していったかというのは、なかなか私もあれなので、今回については、たまたまそういうことではないかなというふうに思っています。</p> <p>どの方もそういった教育的な識見もございますし、村民の方の中でも非常にいろんな技能的なこと、資質的なことも含めて十分お持ちの方ばかりなので、私としてはもう年齢を問わず、ある意味ちょうど脂が乗りきった、いい状態での委員さん方ではないかなと思っております。以上です。</p>

議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>揚げ足取って申し訳ないんですけど、たまたまそうだったという言い方はやめていただきたいなと思います。</p> <p>たまたまそうだった年齢構成とか、やはり大事なのは教育現場にどう向き合っていけるかという部分の、やはり距離感であったり、やっぱり世代間の感覚というのがあると思うんですね。</p> <p>たまたまそうだった。できればそこも考慮したけれども、と言っていたかたかなと思いますが。やはりたまたまなんですか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>表現が適切でなかったかと思いますが、適任者を選んだらそういうふうな、高橋議員さんから見られたら、そういうふうな形になったということでの、私回答をしたつもりです。</p> <p>ですから、年齢的な幅とかそういったものについては、まだ今のところ考えておりませんでしたので、何で似通っているのかというお尋ねをいただいたので、そういうふうな資質、能力の方を選んだら、そういうふうな、たまたまそういう状況だったということの表現です。</p> <p>別に、何か悪い意図はございませんので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これより採決します。</p> <p>同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定しました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出がっております。</p> <p>これを許可します。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>本日は、令和3年第5回東峰村議会臨時会を開催し、議員の皆様の慎重審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。</p> <p>議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を、今後も行政運営に生かしていく所存でございますので、今後とも議員各位のご協力、ご理解をよろしくお願いいたします。</p> <p>本年は、九州北部豪雨災害から満4年目となります。本年がどのような梅雨になるかは想像しがたいのですが、何事もなく終息を迎えたいものだと思っているところで。</p> <p>先日十日の日には、国交省のヘリコプターで、九州北部豪雨災害後の復旧状況等をですね、空撮をいたしました。災害直後と比較いたしますと、土石流、法面崩落の跡は砂防堰堤、山留堤等が施工され安心をしたところでございます。</p> <p>また、11日には東峰村始まって以来の一大イベントとして予定をしておりました東京オリンピックの聖火リレーは、コロナ禍の第3波を受けて県内全域で中止となりました。聖火リレーに代わる点火セレモニーが福岡市の平和台陸上競技場で行われ、</p>

	<p>本村からは和田晴輝さんが参加し、お互いのトーチを交わすトーチキスで成果の炎を繋いだところであります。</p> <p>さて、田植え等の農作業の繁忙時期となりました。議員各位におかれましても健康管理には十分注意され、今後もなお一層の村政へのご協力とご理解をお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、令和3年第5回東峰村議会臨時会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時22分)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>